

議決権行使ガイドライン

一般社団法人 日本損害保険協会

2024年9月

1. はじめに

一般社団法人日本損害保険協会（以下、当協会という）は、損害保険会社の資産運用業務に関して、「資産運用における指針」を定めており、公共性の高い事業を営み、かつ国内外の金融・資本市場の一翼を担う損害保険会社として、資産運用業務を適切に運営するために遵守すべき考え方を示している。

同指針では、損害保険会社の安全性、収益性及び保険金等の支払いに備えた流動性のみならず、公共の福祉や社会の課題解決に資する資産運用を行うことを求めており、その実現に向けて、当協会としては、本邦において「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下、スチュワードシップ・コードという）の趣旨を踏まえた行動が損害保険会社に求められていると考える。すなわち、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解、およびサステナビリティの考慮に基づく建設的な目的を持った対話等を通じて当該企業の持続的成長を促し、企業価値の向上や毀損防止に努めることが、損害保険会社およびその顧客の中長期的な利益と更には公益に繋がるものとする。

また、スチュワードシップ・コードの趣旨を踏まえた行動として、投資先企業との建設的な対話に加えて、適時適切な議決権の行使もまた本邦企業の中長期的な企業価値向上に向けた継続的な取り組みの促進に資すると考えており、損害保険会社における資産運用業務の中核業務のひとつとして重視している。

かかる観点から、この議決権行使ガイドラインおよび別表（以下、本ガイドラインという）は、損害保険会社が議決権行使を行うにあたって、一般的に望ましい取り扱いや標準的な対応を示したものであり、これに準じた議決権行使を通じて、損害保険業界としてスチュワードシップ・コードの趣旨の実現に資することを本ガイドラインの目的とする。

2. 留意点

本ガイドラインは、議決権行使を行うにあたって、一般的に望ましい取り扱いや標準的な対応を示したものであり、損害保険会社に遵守義務を課するものではない。すなわち、自己責任原則のもと、損害保険会社がエンゲージメントを通じて得た投資先企業からの意見や投資先企業に関する情報を勘案し、より望ましいと考える議決権行使を妨げるものではない。

3. 改廃権限

本ガイドラインは、スチュワードシップ・コードの改定や関連する有識者会議における専門家の知見等、コーポレートガバナンス改革の進展を踏まえ、必要に応じて適宜見直し・充実を図ることとする。改廃は財務委員会の決議によるものとする。

以上

2022年5月23日 制定

2024年9月12日 改定

損保協会・議決権行使ガイドライン

| 主な議案 | 基準 | 内容 |
|-------|---------------|--|
| 剰余金処分 | 配当性向 | ・配当性向は30%以上が望ましい。 |
| 取締役選任 | 業績基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下でないことが望ましい。 ① 直近3期連続赤字（営業利益、経常利益、当期利益のいずれかが赤字） ② 資本収益性、本業の収益性、市場評価が長期にわたり低迷 （例. 直近5期連続 ROE が8%未満、直近5期連続で営業利益率が TOPIX 構成銘柄の下位25%未満、直近5期連続で PBR が1倍未満の場合など） |
| | 独立社外取締役 | <ul style="list-style-type: none"> ・独立社外取締役が以下であることが望ましい。 ① 東証プライム市場企業 独立社外取締役 1/3 以上 ② 東証スタンダード市場企業 独立社外取締役 2 名以上 ③ その他 独立社外取締役 1 名以上 |
| | 社外取締役の出席率 | ・75%以上が望ましい。 |
| | 不祥事 | ・不祥事等が発生していないこと。 |
| | サステナビリティ（ESG） | <ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティ（ESG 含む中長期的な持続可能性）の観点で、例えば以下であることが望ましい。 ① 十分な気候変動対策（例. 高 GHG 排出量企業における脱炭素計画が策定されている） ② 女性役員等のダイバーシティの確保 ③ 株主総会における買収防衛策の導入・更新の付議（取締役会のみでの決議事項ではない） |
| 監査役選任 | 独立性基準 | ・独立性基準を満たしていることが望ましい。 |
| | 社外監査役の出席率 | ・75%以上が望ましい。 |
| | 不祥事 | ・不祥事等が発生していないこと。 |
| 役員報酬 | 業績基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下でないことが望ましい。 ① 3期連続赤字（営業利益、経常利益、当期利益のいずれかが赤字） ② 資本収益性、本業の収益性、市場評価が長期にわたり低迷 ③ 3期連続無配 ④ 取締役会等への出席率75%未満 |

| 主な議案 | 基準 | 内容 |
|---------------------------|---------------|---|
| | | ⑤ 不祥事等が発生 ⑥ 債務超過 |
| ストック オプション | 付与対象者 希薄化率 | ・以下であることが望ましい。 ① 付与基準が業績連動で、付与対象者に社外の者（社外取締役を除く）が含まれていない ② 新株予約権行使により単年度あたり希薄化が5%未満 |
| 退職慰労金 | 業績基準 | ・以下でないことが望ましい。 ① 3期連続赤字（営業利益、経常利益、当期利益のいずれかが赤字） ② 資本収益性、本業の収益性、市場評価が長期にわたり低迷 ③ 3期連続無配 ④ 取締役会等への出席率75%未満 ⑤ 不祥事等が発生 ⑥ 債務超過 |
| 買収防衛策 | 個別精査 | ・以下でないことが望ましい。 ① 3期連続赤字（営業利益、経常利益、当期利益のいずれかが赤字） ② 資本収益性、本業の収益性、市場評価が長期にわたり低迷 ③ 2023年8月に策定された経産省の指針に適合していない |
| 株主提案 | 個別精査 | ・以下でないことが望ましい。 ① 提案者のみに資するものであり、株主共同の利益に反する内容 ② 企業価値への影響が明らかでない ③ 特定の政治的目的や社会的目的を実現する為の提案 ④ 企業の経営の方向性や資金使途等に著しい制約を与え、経営の自由度を妨げる内容 |
| 株式および新株予約権の 発行等 | 有利発行 | ・有利発行でないこと（但し、インセンティブ付与を目的として会社関係者（役員・従業員）に与えられる新株予約権の発行を除く）。 |
| 合併、買収、営業の譲 渡・譲受け等の組織再編 | 個別精査 | ・経済的に不利な対価で行われないこと。 |
| 自己株式の取得 | 個別精査 | ・公正価格を超える価格で特定の株主から自己株式を取得するなど、株式価値を損なうものでないこと。 |
| 会計監査人の選任 | 個別精査 | ・不祥事や監査ミス等、過去に重大な問題に関わっていないこと。 |
| 定款変更 | 個別精査 | ・取締役の解任決議要件の加重を企図した議案については、その背景・目的等を踏まえて総合的に判断する。 |

以上